

○認定証の再交付

(第 10 条第 5 項)

改正 平成 29 年 3 月 22 日

審査基準

平成 29 年 3 月 22 日

法令名	確認事務の委託の手續等に関する規則
根拠条項	第 10 条第 5 項
処分の概要	認定書の再交付
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	確認事務の委託の手續等に関する規則第 9 条第 2 項
審査基準	<p>公安委員会に認定申請書を提出し、認定書の交付を受けた者については、</p> <p>確認事務の委託の手續等に関する規則第 9 条第 2 項</p> <p>修了証明書の交付を受けた者は、当該修了証明書を亡失し、又は当該修了証明書が滅失したときは、次に掲げる事項を記載した再交付申請書を当該修了証明書を交付した公安委員会に提出して、その再交付を受けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本籍、住所、氏名及び生年月日</li> <li>2 修了証明書の番号及び交付年月日</li> <li>3 再交付を申請する事由</li> </ol> <p>により準用される。</p>
標準処理期間	14 日
申請先	交通部交通指導課駐車対策係
問い合わせ先	交通部交通指導課駐車対策係
決裁区分等	交通部交通指導課長